|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  | 部・課名 |  | |
| 事　務　の　名　称 | 個　人　の　類　型 | 個 人 情 報 の 記 録 項 目 | | | 個人情報の  処　理　形　態 | 個人情報の主な収集先 | 個人情報の主な提供先 | 個人情報を所管する組織名 | | |
| 事　務　の　目　的 | 個人情報を収集する理由 |  | | 要配慮個人情報 |
|  |  | □整理番号  □氏名  □本籍・国籍  □住所  □生年月日・  　年齢  □電話番号  □性別  □個人番号  □身体状況  □家族状況  □親族関係  □婚姻 | □職業・職歴  □学業・学歴  □資格・賞罰  □成績・評価  □財産・収入  □納税状況  □公的扶助  □趣味  □その他 | □人種　　□社会的身分　　□病歴  □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実  □心身の機能障害　□健康診断等の結果  □医師等による指導又は診療若しくは調剤の事実  □刑事事件に関する手続  □少年の保護事件に関する手続  □信条  □社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの | 電算処理の  有無  □有　□無 | □本人から収集  □本人以外から収集  □他の実施機関  □他の官公庁  □民間・私人  □その他 | □無  □有  　　□他の実施機関  　　□他の官公庁  　　□民間・私人  　　□その他 |  | | |
| 電算処理の際  オ　ン　ラ　イ　ン  処理の有無  □有　□無 |
|  |  | 備考 |  | |
|  | | |
| □実施機関内部での利用 |
|  |  | □整理番号  □氏名  □本籍・国籍  □住所  □生年月日・  　年齢  □電話番号  □性別  □個人番号  □身体状況  □家族状況  □親族関係  □婚姻 | □職業・職歴  □学業・学歴  □資格・賞罰  □成績・評価  □財産・収入  □納税状況  □公的扶助  □趣味  □その他 | □人種　　□社会的身分　　□病歴  □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実  □心身の機能障害　□健康診断等の結果  □医師等による指導又は診療若しくは調剤の事実  □刑事事件に関する手続  □少年の保護事件に関する手続  □信条  □社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの | 電算処理の  有無  □有　□無 | □本人から収集  □本人以外から収集  □他の実施機関  □他の官公庁  □民間・私人  □その他 | □無  □有  　　□他の実施機関  　　□他の官公庁  　　□民間・私人  　　□その他 |  | | |
| 電算処理の際  オ　ン　ラ　イ　ン  処理の有無  □有　□無 |
|  |  | 備考 | |  |
|  | |
| □実施機関内部での利用 |
|  |  | □整理番号  □氏名  □本籍・国籍  □住所  □生年月日・  　年齢  □電話番号  □性別  □個人番号  □身体状況  □家族状況  □親族関係  □婚姻 | □職業・職歴  □学業・学歴  □資格・賞罰  □成績・評価  □財産・収入  □納税状況  □公的扶助  □趣味  □その他 | □人種　　□社会的身分　　□病歴  □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実  □心身の機能障害　□健康診断等の結果  □医師等による指導又は診療若しくは調剤の事実  □刑事事件に関する手続  □少年の保護事件に関する手続  □信条  □社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの | 電算処理の  有無  □有　□無 | □本人から収集  □本人以外から収集  □他の実施機関  □他の官公庁  □民間・私人  □その他 | □無  □有  　　□他の実施機関  　　□他の官公庁  　　□民間・私人  　　□その他 |  | | |
| 電算処理の際  オ　ン　ラ　イ　ン  処理の有無  □有　□無 |
|  |  | 備考 | |  |
|  | |
| □実施機関内部での利用 |
|  |  | □整理番号  □氏名  □本籍・国籍  □住所  □生年月日・  　年齢  □電話番号  □性別  □個人番号  □身体状況  □家族状況  □親族関係  □婚姻 | □職業・職歴  □学業・学歴  □資格・賞罰  □成績・評価  □財産・収入  □納税状況  □公的扶助  □趣味  □その他 | □人種　　□社会的身分　　□病歴  □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実  □心身の機能障害　□健康診断等の結果  □医師等による指導又は診療若しくは調剤の事実  □刑事事件に関する手続  □少年の保護事件に関する手続  □信条  □社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの | 電算処理の  有無  □有　□無 | □本人から収集  □本人以外から収集  □他の実施機関  □他の官公庁  □民間・私人  □その他 | □無  □有  　　□他の実施機関  　　□他の官公庁  　　□民間・私人  　　□その他 |  | | |
| 電算処理の際  オ　ン　ラ　イ　ン  処理の有無  □有　□無 |
|  |  | 備考 | |  |
|  | |
| □実施機関内部での利用 |

注　■は当該事項に該当することを、□は当該事項に該当しないことを表す。

- 251 -